

市消費生活センター消費生活相談員 濱 里美さん

携帯電話のショートメールサービス (SMS) やインターネット上で発生した問題の相談が 急増しています。

まずは、当センターに相談してください。

### ショートメールの架空請求が 急増しています

携帯電話のショートメールに「情報サイト の利用料が未納。本日中に連絡がなければ法 的措置を取る」などのメッセージが届いたと の相談があります。

⇒身に覚えがあるときもないときも、慌てて 電話をかけたり支払ったりしないでくださ い。連絡すると、業者からの請求がエスカ レートする場合があります。

支払うと取り戻すことが難しいケースが ほとんどです。不安をあおり、冷静な判断 をさせないようにするのがねらいです。

## 実際にこんな相談があっています

#### ネット上の相談窓口には注意を!

動画サイトを検索したら「登録しました」 との表示。30分以内に連絡すると解約でき るとあったので、表示されている番号に電話 をかけた。すると、「登録は済んでいるので 料金を支払うように」と言われた。不安だっ たのでインターネット上で見つけた解決機関 に相談。この機関から調査・交渉のために数 万円の費用が必要と言われたとの相談があり ました。

⇒あわてて電話をかけないこと。また、イン ターネット上の相談窓口は高額な費用がか かる場合もあるので注意してください。

## 「安心・安全メール」や「市ホームページ」 で最新情報を知ってください!

詐欺は、次々に手口を変えてきます。 市では、身近に起こっていることを「天 草市安心安全メール」や「市ホームペー ジのメール配信サービス」でタイムリー に発信していますので、登録して最新の 情報を得ることをお勧めします。

## 【天草市消費生活センターのご案内】

- ■相談日時=月曜日~金曜日(祝日を除く) 午前9時~午後5時。
- ■相談窓口=中央新町15番7号(天草宝島 国際交流会館ポルト2階)。
- ■相談方法=電話または来所。
- ■相談電話=326677。



## 消費生活に関する 出前講座を実施しています

「消費生活について勉強したい」とい う団体やグループ等を対象に、消費生活 相談員が集会などに出向き、消費生活に 関する「出前講座」を実施しています。

- ●対象=おおむね10人以上の団体やグ ループ。
- ●時間=30分~60分程度。
- ●費用=無料(会場借上料などは申込者 の負担となります)。
- ●申込方法=電話で同センターへお申し 込みください。

# 消費追請也少多一時何卷するところ?

天草市消費生活センターは悪質商法による被害や 振り込め詐欺など消費生活に関する皆さんの相談に 応じるなど、トラブル解決のためのお手伝いをして います。天草宝島国際交流会館ポルト内に同センタ ーがあり、3人の相談員が相談を受け付けています。 相談は無料で、秘密は守られます。

次のようなことで お困りの人は、

天草市消費生活センター **232-6677** 

に相談してください

## ■インターネット・

携帯電話の トラブル



実在する社名を名乗って、有料動画サイ トの利用料金の請求が携帯メールに送られ てきました。しかし、身に覚えがない。 ⇒慌てて払ったり、相手に連絡などはせず、 当センターに相談してください。

#### ■訪問販売で買ったが、いらない…



訪問販売などで商品・サービスを買って しまったが、冷静になって考えたらいらな い物なので返品したい。

⇒買ってすぐに相談していただくとクーリ ングオフの方法をお教えします。時間が 経ってしまった場合でも、あきらめずに 一度ご相談ください。

## ■借金問題(多重債務・ヤミ金融)



いくつもの借金がある。支払い続けてい るが元金が減らないなどお困りの人。

⇒相談していただくと、専門の法律家をご 紹介します。

## ■電話で勧誘を受けたが心配…



「プロバイダーを変えると料金が安くな りますよ」などの電話がかかってきますが、 本当に安くなるのかな…。

⇒電話□で決めず、いったん電話を切って、 よく調べてください。逆に高くなる場合 があります。

## ■もうけ話の電話がかかるが…



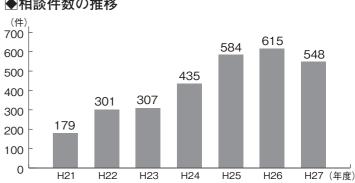


「投資に参加すれば配当金が出ますよ」 「この品物は価格がどんどん上がっている から間違いなくもうかりますよしなどの電 話がしつこくかかってくる。

⇒電話だけでの勧誘は疑ってください。

#### ●相談件数の推移

か



7 | 市政だより 天草 No.264 2017.4 6